

議会改革特別委員会検討事項（平成29年5月8日）

《議事堂のあり方について》 平成29年6月末を目途に検討する項目

項目	各委員からの主な意見及び検討結果
議事堂の独立	<p>【各委員からの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議事堂は別棟ではなく、新庁舎内に ・ 低層階には市民が利用する窓口を配置する必要があるため、議事堂は上層階に ・ エレベーターについては、議事堂への専用の動線を確保する観点から、停止階の制限ができる仕様のものを <p>協議の結果、議事堂は新庁舎の上層階とし、エレベーターは停止階の制限ができる仕様のものを設置すべきとしました。</p>
議場の利活用	<p>【各委員からの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利活用の方法はいろいろある。一つのかたちに固めることはできない ・ 利活用には費用面、事務局負担、急なキャンセル対応等の課題がある。課題がクリアできるなら利活用してもよい ・ 利活用するには制限がかかるので、議会専用でよいのではないか。床の段差はフラットで、議場内の家具は固定式、椅子などは一部可動式とし、議会専用であれば家具等の収納スペースも必要ないのではないか ・ 利活用する場合は一部制限を設けたほうがよい ・ 費用対効果や物理的に可能かどうかも含め、やりようがあるのであれば考えたほうがよい ・ 既に行っている議場コンサート等の利活用については今後も行ってもよい。ただし、一般市民への議場の貸し出しとなると難しいのではないか ・ 利活用についてはその都度、協議できれば ・ 一部可動式など、できることできないことの内容を確認する <p>協議の結果、今後も引き続き検討していくことを決定しました。</p> <p>注：それぞれの意見は各委員から出されたものであり、委員会としてまとめた意見ではありません。</p>
傍聴席	<p>【各委員からの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 傍聴席は中二階のように、議場より上の階へ ・ 議場より上の階とし、傍聴席への床の段差はフラットで ・ 議場より上の階とし、議席の真上に傍聴席がくるとのならないように ・ 子どもや障がい者など、誰もが傍聴できる環境を ・ 議場より上の階とし、可能なところで ・ 広いスペースがあるならば親子傍聴席も可能だが、現実的に厳しいのではないか。委員会室での対応で十分ではないか ・ 可能であるなら、傍聴できる多目的スペースを <p>協議の結果、傍聴席は議場全体の様子がわかるようにし、傍聴席への段差をなくすため、議場より上の階に設置すべき。また、多目的傍聴スペースの設置または委員会室の開放等で、誰もが傍聴できる場を確保するよう配慮すべきとしました。</p>

《議事堂のあり方について》 平成29年6月末を目途に検討する項目

項目	各委員からの主な意見及び検討結果
<p>委員会室及び 全員協議会室</p>	<p>【各委員からの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会室の間仕切りは可動式とし、全員協議会も可能となるように ・委員会室の間仕切りは可動式とし、大きさは自由に使えるように ・全員協議会室はほしいが、スペースの問題で厳しければ、まとまる方向で <p>協議の結果、委員会室間の壁は一部を可動式の間仕切りとし、全員協議会にも対応できるようにすべきとしました。</p>
<p>議員控室及び応接 室、談話スペースに ついて</p>	<p>【各委員からの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会派室の壁は固定式と可動式の間仕切りとし、場合によっては応接室、談話室としても対応できるように ・議員が執務を行えるよう、名称を会派室に ・議員控室の部屋割りは、議員一人当たりの面積按分ではなく、1部屋当たりの人数を決めて割り振りを ・議員控室内に水道設備等の設置を <p>協議の結果、議員控室の名称は会派室とし、会派室の壁は固定式と可動式の間仕切りを組み合わせ、1部屋当たりの人数を決めて各会派に割り振るべき。また、洗面スペース等の水回りを整備し、給湯設備等については安全面を考慮すべきとしました。</p>
<p>セキュリティ</p>	<p>【各委員からの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員の動線と市民や執行部職員の動線を分けるべき ・セキュリティはある程度必要 ・動線をしっかり分けて、議会議務局の前を必ず通るように <p>協議の結果、議員の動線と市民や執行部職員の動線を分け、セキュリティエリアを設定し、セキュリティエリア内に入るためには議会議務局の前を通らなければならないような構造とし、セキュリティカードなどで解錠が必要な扉を設置すべきとしました。</p>